

会告

団体会員制の導入について

本会は従来、会員として個人のみを対象としてきましたが、発掘調査に携わっておられる方々にも広く入会を求めるため、委員会を中心に団体会員制の導入を検討してきました。これを受け、一九九五年一月二日の第一七回本簡学会総会において会則第五条第一項・第二項の改正が承認され、団体会員制を導入することが決まりました（改正後の新会則は本号一九六頁に掲載）。

団体会員制の運用は次の通りとします。対象とする団体は、各自治体の教育委員会、埋蔵文化財センターなど、発掘調査を行なう機関とし、機関として入会することが事務的に困難な場合には任意団体として加入していただくこともできます。また、団体の権利義務は個人と同じとします。すなわち、一団体会費は個人と同額、大会参加者は一名、議決権は一票です。入会申し込みも個人と同じく毎年五月末締切とします。申込用紙の請求など、詳細は事務局にお問い合わせください。